

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課

1. 改正の趣旨

- 記録関連運営管理機関等に係る事務手続の負担を軽減すること等を目的とし、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。以下「則」という。）に規定する諸手続の簡素化を図る等の改正を行う。

2. 改正の概要

- 則第 15 条の 2 第 1 項に規定する記録のみ有する者による同項の規定による記録の管理の申出について、同条第 3 項において電子情報処理組織を使用する方法により提供することを追加する。
- 則第 22 条の規定による記録関連運営管理機関等による給付に関する通知について、文書で行うこととされているところ、文書による旨の規定を削除し、電子的な方法による通知が可能となるよう改正を行う。
- 則第 22 条の 2 第 1 項に規定する確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の規定による老齢給付金の支給の請求について、電子情報処理組織を使用する方法により提供することを追加する。また、則第 22 条の 2 第 2 項にただし書を追加し、署名用電子証明書の送信をすることにより生年月日の確認が行われた場合には、生年月日を証する書類の添付を要しないこととする。
- 則第 56 条の 2 第 1 項に規定する記録のみ有する者による同項の規定による記録の管理の申出について、同条第 3 項において電子情報処理組織を使用する方法により提供することを追加する。
- 則第 63 条第 1 項の規定による個人別管理資産の移換の申出について、電子情報処理組織を使用する方法により提供することを追加する。
- 則第 69 条の 2 第 1 項に規定する法附則第 2 条の 2 の規定による脱退一時金の支給の請求について、電子情報処理組織を使用する方法により提供することを追加する。また、則第 69 条の 2 第 2 項にただし書を追加し、署名用電子証明書の送信をすることにより生年月日の確認が行われた場合には、生年月日を証する書類の添付を要しないこととする。
- 則第 70 条第 1 項に規定する法附則第 3 条の規定による脱退一時金の支給の請求について、電子情報処理組織を使用する方法により提供することを追加する。また、則第 70 条第 2 項にただし書を追加し、署名用電子証明書の送信をすることにより生年月日の確認が行われた場合には、生年月日を証する書類の添付を要しないこととする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 法第 33 条第 1 項及び第 116 条

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 12 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 9 年 1 月 1 日